

国際旅客運送事業の承継の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、国際観光旅客税第 19 条《税務署長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出》第 4 項に規定する相続の開始又は同条第 5 項に規定する法人の合併により、国際旅客運送事業を承継しようとする場合に提出するものです。

なお、この届出書を提出すれば、被相続人又は被合併法人の納税地を所轄する税務署長に国際旅客運送事業廃止届出書を、相続又は合併により国際旅客運送事業を承継しようとする者の納税地を所轄する税務署に国際旅客運送事業開始届出書を、改めて提出する必要はありません。

- 2 各欄は、様式の注意書きによるほか、次により記載してください。

- (1) 「住所又は居所」欄には、届出者の住所又は居所（届出者が国内に本店又は主たる事務所を有する法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地、内国法人以外の場合には、国外の本店又は主たる事務所の所在地）を記載してください。
- (2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、届出者が個人の場合は氏名を記載し、また、法人の場合は、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄には、届出者が個人の場合は個人番号を、また、法人の場合は、法人番号を記載してください。
- (4) 「被相続人」欄の各欄には、被相続人の住所、氏名、続柄、被相続人がした国際旅客運送事業の開始年月日、相続開始年月日をそれぞれ記載してください。
- (5) 「被合併法人」欄の各欄には、被合併法人の住所、名称、被合併法人がした国際旅客運送事業の開始年月日、合併登記年月日をそれぞれ記載してください。
- (6) 相続により承継する場合で承継人が二人以上いるとき（この場合は二以上の承継人の共同事業となります。）は、「届出者」欄にはそのうちの一名を記載し、他の者の住所、氏名は「摘要」欄に記載してください。